(BB)　表2欄に二個の星印（＊＊）を付した品目に分類される原産品に適用される枠内税率は、日本国の平成十五年度初めにおける実行最恵国税率から当該実行最恵国税率の百分の二十を減じて得た税率とする。

(CC)　表2欄に三個の星印（＊＊＊）を付した品目に分類される原産品に適用される枠内税率は、日本国の平成十五年度初めにおける実行最恵国税率から当該実行最恵国税率の百分の四十を減じて得た税率とする。

(d)　両締約国は、十一年目（二千十五年）において、第五条3(a)(i)の規定に従って、十二年目（二千十六年）の終了後の合計割当数量及び枠内税率について、特に、十二年目（二千十六年）の合計割当数量及び両締約国間の貿易の実績を考慮して協議する。協議の結果、両締約国間で合意が得られない場合には、合意が得られるまでの間、十二年目（二千十六年）の合計割当数量及び枠内税率を適用する。

3

協定附属書一第二節の注釈2(a)、(b)及び(d)の規定に関し、日本国の表に掲げる原産品の関税割当ては、次の規定に従って行う。

(a)　八年目（二千十二年）から十二年目（二千十六年）までの合計割当数量は、それぞれ次のとおりとする。

(i)　八年目（二千十二年）については、八万三千メートル・トン

(ii)　九年目（二千十三年）については、八万六千メートル・トン

(iii)　十年目（二千十四年）については、九万メートル・トン

(iv)　十一年目（二千十五年）については、九万メートル・トン

(v)　十二年目（二千十六年）については、九万メートル・トン

(b)　八年目（二千十二年）から十二年目（二千十六年）までの各期間に適用される枠内税率は、次のとおりとする。

(i)　表2欄に一個の星印（＊）を付した品目に分類される原産品のうち、課税価格が一キログラムにつき五十三円五十三銭以下のものについては、一キログラムにつき四百八十二円とする。表2欄に一個の星印（＊）を付した品目に分類される原産品のうち、課税価格が一キログラムにつき五十三円五十三銭を超え、五百三十五円五十三銭を一・〇二二で除して得た額以下のものについては、一キログラムにつき五百三十五円五十三銭と課税価格との差額とする。表2欄に一個の星印（＊）を付した品目に分類される原産品のうち、課税価格が一キログラムにつき五百三十五円五十三銭を一・〇二二で除して得た額を超えるものについては、二・二パーセントとする。

(ii)　表2欄に二個の星印（＊＊）を付した品目に分類される原産品のうち、課税価格が一キログラムにつき五百七十七円十五銭を〇・六四三で除して得た額以下のものについては、一キログラムにつき五百七十七円十五銭と課税価格に〇・六を乗じて得た額との差額とする。表2欄に二個の星印（＊＊）を付した品目に分類される原産品のうち、課税価格が一キログラムにつき五百七十七円十五銭を〇・六四三で除して得た額を超えるものについては、四・三パーセントとする。

(d)　両締約国は、十一年目（二千十五年）において、第五条3(a)(i)の規定に従って、十二年目（二千十六年）の終了後の合計割当数量及び枠内税率について、特に、十二年目（二千十六年）の合計割当数量及び両締約国間の貿易の実績を考慮して協議する。協議の結果、両締約国間で合意が得られない場合には、合意が得られるまでの間、十二年目（二千十六年）の合計割当数量及び枠内税率を適用する。

4

協定附属書一第二節の注釈4(b)及び(d)の規定に関し、日本国の表に掲げる原産品の関税割当ては、次の規定に従って行う。

(b)　(i)　八年目（二千十二年）から十二年目（二千十六年）までの合計割当数量は、それぞれ次のとおりとする。

(AA)　八年目（二千十二年）については、八千六百メートル・トン

(BB)　九年目（二千十三年）については、八千七百メートル・トン

(CC)　十年目（二千十四年）については、八千八百メートル・トン

(DD)　十一年目（二千十五年）については、八千九百メートル・トン

(EE)　十二年目（二千十六年）については、九千メートル・トン

(ii)　八年目（二千十二年）から十二年目（二千十六年）までの各期間に適用される枠内税率は、日本国の平成二十二年度初めにおける実行最恵国税率から当該実行最恵国税率の百分の四十を減じて得た税率とする。

(d)　両締約国は、十一年目（二千十五年）において、第五条3(a)(i)の規定に従って、十二年目（二千十六年）の終了後の合計割当数量及び枠内税率について、特に、十二年目（二千十六年）の合計割当数量及び両締約国間の貿易の実績を考慮して協議する。協議の結果、両締約国間で合意が得られない場合には、合意が得られるまでの間、十二年目（二千十六年）の合計割当数量及び枠内税率を適用する。

5

協定附属書一第二節の注釈10(b)及び(d)の規定に関し、日本国の表に掲げる原産品の関税割当ては、次の規定に従って行う。

(b)　(i)　八年目（二千十二年）から十二年目（二千十六年）までの合計割当数量は、それぞれ四千百メートル・トンとする。

(ii)　八年目（二千十二年）から十二年目（二千十六年）までの各期間に適用される枠内税率は、それぞれ次のとおりとする。

年	六月一日から一一月三〇日までの期間に適用される枠内税率	一二月一日から五月三一日までの期間に適用される枠内税率
八年目（二〇一二年）	七・四％	一四・八％
九年目（二〇一三年）	六・八％	一三・六％
一〇年目（二〇一四年）	六・二％	一二・四％
一一年目（二〇一五年）	五・六％	一一・二％
一二年目（二〇一六年）	五・〇％	一〇・〇％

(d)　両締約国は、十一年目（二千十五年）において、第五条3(a)(i)の規定に従って、十二年目（二千十六年）の終了後の合計割当数量及び枠内税率について、特に、十二年目（二千十六年）の合計割当数量及び両締約国間の貿易の実績を考慮して協議する。協議の結果、両締約国間で合意が得られない場合には、合意が得られるまでの間、十二年目（二千十六年）の合計割当数量及び枠内税率を適用する。

6

協定附属書一第二節の注釈13(a)、(b)及び(d)の規定に関し、日本国の表に掲げる原産品の関税割当ては、次の規定に従って行う。

(a)　八年目（二千十二年）から十二年目（二千十六年）までの合計割当数量は、それぞれ次のとおりとする。

年	統一システムの第二〇〇九・一一号又は第二〇〇九・一九号に分類される原産品についての割当数量	統一システムの第二〇〇九・一二号に分類される原産品についての割当数量	総数量（参考のためにのみ掲げられたもの）（注）
八年目（二〇一二年）	六、三六〇	二、二〇〇	六、八〇〇
九年目（二〇一三年）	六、五二〇	二、九〇〇	七、一〇〇
一〇年目（二〇一四年）	六、六八〇	三、六〇〇	七、四〇〇
一一年目（二〇一五年）	六、八四〇	四、三〇〇	七、七〇〇
一二年目（二〇一六年）	七、〇〇〇	五、〇〇〇	八、〇〇〇

（単位　メートル・トン）